

当院は特定行為研修を修了した看護師が、
特定行為を実践しています。

特定行為は、診療の補助としての難易度が高い医療行為で、2024年4月現在38行為が該当します。これらの医行為を行うために、一定の研修の受講や試験等が課されております。当院では、この研修を修了した看護師が、医師の包括的な指示に基づいて特定行為を実施しています。

また、当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修機関・実習施設として、指導医のもと、研修生が実習で特定行為を実施したり、診察に同席することがあります。皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。なお、研修生の同席にご同意をいただけない場合は、受付やスタッフまでお申し出ください。



一般財団法人
住友病院
SUMITOMO HOSPITAL